

亘理町と相双五城信用組合との包括的地域連携に関する協定書

亘理町（以下「甲」という。）と相双五城信用組合（以下「乙」という。）は、地方創生の実現に向けて、次のとおり包括的地域連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、双方に関する理念及び地方創生の実現に向け相互に協力を行ない、もって将来にわたり「活力ある亘理町」を維持することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) まちづくりと定住化の推進に関する事
- (2) 地域経済の活性化に関する事
- (3) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立に関する事
- (4) その他地域社会の活性化及び町民サービスの向上に資する事

（甲の役割）

第3条 甲は、この協定の趣旨の周知を図るとともに、助言等必要な支援を行うものとする。

（乙の役割）

第4条 乙は、この協定の趣旨のもと、第2条に定める事項について金融サービスの提供及び整備を図るものとする。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙協議のうえ、協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の30日前までに甲及び乙いずれからも解約の意思表示がないときは自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、連携事業の実施に当たって知り得た秘密を甲又は乙の承認を得ないで、他に漏らすことがあってはならない。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成28年 9月16日

甲 宮城県亘理郡亘理町字下小路7番地4

亘理郡亘理町

町長

齋藤 貞

乙 福島県相馬市中村字大町69番地

相双五城信用組合

理事長

梅澤 国夫